

◎ 領収証の金額が納品書又は請求書の金額と一致しない場合の注意事項

領収証の金額が助成対象機器以外のものを含むため、助成対象機器の納品書又は請求書の金額と一致しない場合（各書類の内訳により助成対象機器の金額が確認できる場合を除く。）は、別途、助成対象機器にかかわる単独の領収証を提出していただくか、もしくは、領収証の金額と一致する全ての支払い明細が記載された納品書又は請求書を提出してください。